

[別紙第5号書式]

株式または持分の取得申告書						処理期間	
						即時	
外国人 投資 企業	①氏名または名称		国文:		②事業者登録 番号(本社)		
			英文:				
	③住所	本社	(電話:)		④資本金	取得前	
		工場(事業場)	(電話:)			取得後	
⑤行っている事業		※韓国標準産業分類上の詳細分類 (申告受付機関の記載欄)					
外国投資家	⑥商号または名称				⑦国籍		
	⑧住所		(電話:)				
取得した株式 (持分)の内訳	⑨種類	⑩数量	⑪1株当たりの額面価額	⑫額面の総額	⑬取得価格	⑭取得の総額	
⑮取得事由							
⑯取得後外国投資家所有の株式(持分) の数量、金額及び割合			株、取得金額: ウォン(USD 相当)、 %				
<p>外国人投資促進法第7条第1項の規定により、上記のとおり申告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申告者 (署名または印) (または代理人) (電話:)</p> <p style="text-align: center;">受託機関長 殿</p>							
<p>申告者 殿</p> <p>申告番号:</p> <p>上記のとおり、届出済みであることを確認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">受託機関長 印</p> <p>※留意事項: この申告済証は、外国人投資資金の到着を確認するものではなく、他の法令によって許認可または申告などが必要な場合、当該法令の規定を満たさなければならない。</p>							
<p>※ 具備書類</p> <p>1. 株式または持分の取得を証明する書類の写し1部</p> <p>2. 外国人投資促進法施行令第2条第2項第2号の各目の1に該当する契約書の写し1部 (令第2条第2項第2号に該当する場合に限ります)</p> <p>3. 株式などを取得した外国人の国籍を証明する書類 (既存の外国人投資家が当該外国人投資企業の株式などを追加で取得した場合を除きます)</p>						手数料	
						無し	

210mm×297mm(一般用紙 60g/m²(リサイクル))

この申告書は下記のとおり処理されます。

(裏)

